

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。税務署長に申請をして登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これにあたり、当財団の適格請求書発行事業者登録番号をご通知させていただきます。

適格請求書発行事業者登録番号 T6-2100-0500-0076

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認いただくことができます。

本件についてのお問い合わせ先
公益財団法人福井県労働衛生センター
事務局 勝木
TEL 0776-25-2206（ガイダンス3）